

第53期 第1回

開催年月日 令和3年7月29日(木)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取
公益代表	4名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	5名		

次回本審開催予定日 令和3年8月5日

[開会] 午前9時00分

会長 　　ただ今から高知地方最低賃金審議会委員による全員協議会を開催します。

　　本日の全員協議会は、高知県最低賃金の改正審議にあたって、最低賃金法第25条第5項に基づく、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨の公示を行いましたところ、お手元の資料3にありますように、高知県労働組合連合会、筒井 敬二執行委員長から、本審議会における意見陳述の申し出がありました。前回の審議会でご審議いただいたとおり、この申し出を受けるとし、本日の全員協議会の開催となったものです。高知県労働組合連合会からは、2名の方が意見陳述を行うことになっています。陳述を行う2名の方は、事務局から予め説明していますとおり、合わせて30分の陳述時間厳守をお願いします。それでは、筒井 敬二様から意見の陳述をお願いしたいと思います。どうぞお願いします。

筒井氏 傍聴人席より陳述人席へ

筒井陳述人 　　高知県労連の筒井でございます。

　　今日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

　　それでは、お手元の資料の後ろのほうに、私の陳述資料があるかと思しますので、そちらに沿って陳述をさせていただきたいと思っておりますけれども、私は今日、最低賃金審議会の皆様にぜひ期待したいことということで、お話をさせていただきます。その前段で、少し最低賃金をめぐる状況について触れたいと考えております。資料の最初のところで、最低賃金で働く労働者とは

どんな労働者なのかということを書いております。昨年の中核最賃審の配布資料で少しみてみました。高知の分を出しておりますけれども、一般のいわゆるフルタイムで働く場合は、そんなに最賃に張り付いてはないんだなということがわかりました。一方で、短時間労働者、パートですが、見事に最賃に張り付いた最賃近傍で働く労働者だなということがわかりました。パートで働く皆さんというのは、昇給制度なんかもどうなんだろうと。本当に生活出来るんだろうか、そんなことが思われるわけですが。続いて、2ページのほうにいただいて、このパートで働く労働者というのはどれくらい今いるかということ、日本も4割近くが非正規労働になっていますが、その半分がパートということです。パートを雇用する理由というのは、忙しい時間に対処するためというのが多いんですが、それと同じくらい人件費が割安だからということになっています。割安労働力として活用したいということですね。

2ページの下半分、5年くらい前の統計になりますけれども、パートの労働者の実態調査をみますと、これは国の統計ですが、正規と同じ職務のパートというのは、全体では15%ぐらいですが、業種によっては割合の高いものもある。基本賃金は、正社員とは違う計算をするというのが6割近くある。そして、それは、正社員より低いという事業所の割合が、また6割くらいあると。まさに先ほどの人件費が割安なためという分、そこに活用をされているという風に受け止めています。

3ページです。パートで働いている皆さんの働いている理由は、「生活のために」ということではありますが、「主たる稼ぎ手ではないが、家計の足しにするため」という方々もおいでます。一方で、男性では、「家計の主たる稼ぎ手として」という方が過半を占めるというような状況もありますし、パートを選んだ理由では、「家庭の事情で正社員として働けないから」という方や、「正社員として採用されなかった」あるいは、「正社員を希望したんだけど、募集が見つからなかった」そうした方々も一定程度いるということをついていきたいという風に受け止めています。

4ページなんですけど、パート労働者は低い水準で働かざるを得ないという状況があるわけですが、そもそも日本の今の賃金水準の状況というのはどうかということ、これは厚労省の統計からですけども、この20年余り実質賃金は上がらない国になっているというのが実態なんだなということがわかります。その中で、4ページの下半分ですが、パートのフルタイムとの賃金格差が非常に大きいというのが日本の特徴で、それが結果として、パートで働く、最賃に張り付くということにつながっているかなという風に思っています。

5ページです。国民負担率は、この20年ぐらいの間で確実に上がってきているということも財務省の資料でわかっているということです。結果とし

て、賃金は上がらなくて、賃金水準自体は、世界3位の経済国といわれていますが、主要先進国の中でも低位にあるというのが今の日本の状況で、その中で国民負担率が上がっていているという状況では、労働者の生活は圧迫をし、暮らしづらくなってきているというのは率直に状況としてあるという風に思っています。その中で、とりわけパート労働者というのは非常にフルタイム正社員との格差もあって、非常に厳しい、いわゆる良好な生活の質を確保しづらい状況にあるという風に思っています。最低賃金というのは、下限を定めたもので、これより下で働かせてはだめですよという下限規制なわけですけども、逆にいうと、その額さえ払っていけば法的にはセーフということになるので、そこが抑制の仕組みにもなりかねないという懸念を持っていますし、実際にコンビニの時給や、さっきみていただいたパートの状況をみると、そのことを証明しているのではないか、そうした懸念も持っています。ということで、最賃審議会にお願いをしたい、期待したいことですが、5ページの下から今年の中央最賃審の公益員の見解を少し抜き出しました。見解をまとめるにあたって、7つぐらいの視点があったんですが、1つが地域間格差への配慮。これが今回一律28円の目安とし、地域別の差をつけなかったということにもつながっていくと思っています。一定の評価はしております。あと、文字にしていらないんですが、公益の見解でこの次に、「賃金引き上げでの経済の好循環や、非正規労働者の処遇改善が社会的に求められているということが特に重視」というようなことも挙げられています。そのことは、下の骨太2021の中で示された政策ともつながっていくものだという風に思っています。

最後6ページです。最賃法の第1条には、目的が書かれていますけれども、その中に労働力の質的向上というものもありまして、これは具体的にはどうということかという、平成17年に「あり方研究会」というのが厚労省で設置されたようですけれども、その中で労働力の質的向上というのは、この囲みにあるようなことだという風に配付資料に書かれていました。

少しポイントかなと思うところにアンダーラインを入れました。生活の安定、そのことによって労働能率の増進と収入増加で、家計補助的不完全就業者の減少という表現です。さっきお話をしましたが、今の最賃水準というのは、率直に言って、ワーキングプア水準にとどまっていると思いますが、しかしその働く者というのは、家計補足的な不完全労働者なのかということですし、そもそもそうした存在を放置、あるいは前提として仕組みを作っていくということであれば、憲法の個人の尊重と対立する問題になるんじゃないかという風に感じています。最賃審というのは、労使の団体交渉の場ではございませんので、そういう意味では、あり方についても幅広くご議論できる場ではないかという風に思っています。そういう点でぜひ、最賃法第1条の

目的を達成し、そして目指すべき社会に向けての議論をお願いしたいと思っています。そして、引き上げに向けての課題。これは骨太2021に示されているような、中小企業への支援強化や、下請け取引の適正化金融支援と、これも最賃議論に切り離せない課題になっているという風に思っています。このことなども含めてご議論いただいて、最賃審として意見を述べていただくということが社会的な意義があるかと思ひますし、ぜひその役割を積極的に広げていただきたいと思います。

最後に、28円の中賃目安は極めて不十分だと思ひますし、我々の調査では、まともに暮らそうと思えば時間額1,500円が必要ということが明らかになっております。ぜひ、労働者の生活改善と、都市との格差縮小につながる引き上げをお願いをして陳述を終わります。ありがとうございました。

会 長            どうもありがとうございました。  
                      それでは次に、町田 麗様の意見陳述をお願いします。

町田陳述人      よろしくをお願いします。

私は、高知県労連に結集するこうち生活協同組合の労働組合で専任をしています町田と申します。

まず、この場で陳述の機会を与えてくださったこと、ありがとうございます。それでは、先ほどの県労連の筒井委員長のあとに私の資料をつけていますので、読み上げての陳述とさせていただきます。

#### 町田氏 全員協議会添付資料の朗読

町田陳述人      私からの陳述は以上です。ありがとうございました。

会 長            ありがとうございました。  
                      ただ今のお二人の陳述の内容に関して、各委員からご質問はございませんでしょうか。

市川委員        2点あります。

1つは筒井さんにですけれども、先ほどのご説明で、パート労働者の賃金が低いというのはよくわかりました。なぜそうなっているのかという、いわゆる構造的な問題、どう捉えているのかということをお聞きしたい、参考までに聞きたいということが1つです。

それからもう1点は町田さんにですけれども、最賃に直接関わりはないんですが休業手当についてです。これは、どれだけ支払われているかということ

について、何か調査があれば、ちょっとお聞きしておきたいな、という風に思っています。以上2点です。

筒井陳述人 私のほうからまず、詳しい調査と分析まではまだできていないところもあるんですが、今日の私のお話の中でも触れましたけれど、パートで働く場合は、大体低いところから時給単価がスタートし、最賃に極めて近いが、同じぐらいからスタートするということが圧倒的に多いです。もう一つは、正社員とかと違って、昇給制度が極めて不十分というか、何年働いてもあまり上がらない。こうした状況というのは、いろんな職場で見受けられますが、結果として、最賃近傍を抜け出せない状態で働くという構造があります。

町田陳述人 休業手当についてのご質問なんですけれども、今、発表できるだけの詳しいデータは持ち合わせておりません。ただ、従業員、労働者に直接払われるっていうものは、ほぼほぼ少なく、それと、申請をして休業手当を受けるっていうことを知らない人たちが多くいるっていうことを聞いています。私の発表の中で、「休業手当で生活するほかない状態に追い込まれています」と書いてありますけれども、こういう人は多くはないです。

市川委員 ちなみに参考までに言うと、連合で全国の調査なんで、高知に限った話じゃないんですが、非正規で休業にされた方の約半数である54%くらいが、休業手当をもらってないっていう調査結果が出てますので、相当社会的にやっぱりそういった実態なのかな、高知もそうなのかな、という風に我々は捉えています。

会 長 ほかにございませんでしょうか。

野村委員 筒井さんをお願いしたいんですけれども。

パートの方が働いている理由っていうところで、男性、女性って分けてますけれども、女性の場合は「生きがい」とか、「主たる稼ぎ手ではないが、生活を維持するためには不可欠」とか、「家計足しに」ということが出てますけども、下にいくと、男性では「生活を維持するために」というのが55%なんですけれども、パート全体の中での男女比率って大体どんなものなんでしょうか。

筒井陳述人 すみません、それは統計の中でそこまできちっとみれていないです。

野村委員 私が知りたかったのは、パートの方で、家計の主たる稼ぎ手としてどれくらいのパーセンテージがいるのかっていうのが。

筒井陳述人　ただ、日本の場合は女性の方のほうが非正規率が高いというのがありますから、そういうことからいくと、パートも当然、女性の方が多いということはいえると思います。

野村委員　男性では50%ですけども、全体でいうと50%よりかは低いという可能性が高いということですよ。

筒井陳述人　大事なことは、パートだから低い賃金でもかまわないという論理は成り立たないんじゃないかということ。

野村委員　私が聞いているのは、どれくらいの方がパートで生計をたてられているかということ。

筒井陳述人　ここで男性ではというところにアンダーラインを入れたのはそういうことですね。

野村委員　わかりました。

会　長　そのほかにはございませんでしょうか。

意見なし

会　長　それでは、ありがとうございました。

　　以上で高知県労働組合連合会から申し出のあった意見陳述を終了いたします。高知県最低賃金の改正審議にあたりましては、本日の意見を今後の審議の参考としていきたいと思っております。

　　なお、意見聴取については、本件以外に意見の提出はなかったことを申し添えます。

　　以上で、本日の全員協議会の議事を終了いたします。

　　ご出席いただきました皆様、どうもありがとうございました。

[閉会]　午前9時28分